

介護予防のまちづくりイベント

第8回いきいき筋トレ大会 & 第5回認知症予防フェスタ inぬまた

くわらって、しゃべって、Let's 脳活！
とき 10月5日(土)午前9時30分～午後3時
ところ 保健福祉センター

高齢者がいつまでも自分らしく生き生きと生活するために大切な「転倒予防(寝たきり予防)」と「認知症予防」をテーマに各種講演、実演、展示などを行います。

内容 地区筋トレ長期継続団体表彰・活動発表／介護予防講話・タオル体操／介護予防防落語／口腔相談／健康チェック／鍼治療体験／認知症予防カレールー試食など

問い合わせ 高齢福祉課介護予防係(東原庁舎内) ☎内線77271へ



9月16日(月)は敬老の日
100歳以上の皆さんを紹介します

本市の100歳以上(今年中に100歳以上になる人を含む)は30人です。紙面掲載に同意していただいた皆さんを紹介します。

- ◆106歳(明治40年生まれ) 大木あき(碓田町)
- ◆105歳(明治41年生まれ) 根岸しず(新町)、高橋やえ(坊新田町)
- ◆104歳(明治42年生まれ) 加藤やみ(上久屋町)
- ◆103歳(明治43年生まれ) 桑原る(上久屋町)、田村登代子(坊新田町)
- ◆102歳(明治44年生まれ) 尾身キサ(鍛冶町)、佐々木トキエ(新町)、大河原初江(奈良町)、野村俊一(清水町)
- ◆101歳(明治45年・大正元年生まれ) 大出ろ(岡谷町)、中澤てる(利根町六原)、横坂あゆ(井土上町)、片野ふさ(井土上町)、角田さく(白沢町尾合)
- ◆100歳(大正2年生まれ) 代田キヨ(中町)、小林一治(白沢町下古語父)、福嶋トヨ(薄根町)、澁谷ひさる(下沼田町)、倉品ユキ(下久屋町)、齋藤礼子(戸鹿野町)、萩原あづ(高橋場町)、千明なつ(下川田町)、小林きち子(利根町老神)、倉品せい子(馬喰町)、藤澤ヨシ(鍛冶町)

(8月1日現在。敬称略)

敬老祝金のお知らせ

敬老祝金は、市内の高齢者で祝い年を迎える人と100歳以上の人に祝金を贈り長寿を祝福し、市民の敬老思想の高揚と高齢者の福祉増進に寄与することを目的としています。

対象 4月1日から翌年3月31日までに、77歳、88歳、99歳に達する日を迎える人と100歳以上の人で、その年の9月1日を基準日として本市に引き続き1年以上居住し、住民票に記載されている人
今年度の該当者は次とおりです。

77歳・喜寿(祝金5,000円) 昭和11年4月2日から昭和12年4月1日生まれの人

88歳・米寿(祝金1万円) 大正14年4月2日から大正15年4月1日生まれの人

99歳・白寿(祝金3万円) 大正3年4月2日から大正4年4月1日生まれの人

100歳以上(祝金5万円) 大正3年4月1日以前に生まれた人



問い合わせ

高齢福祉課高齢福祉係(東原庁舎内) ☎内線77256、白沢町総務課市民係 ☎内線33、利根町総務課市民係 ☎内線29

10月1日(火)から新しくなります

国民健康保険の保険証

10月1日(火)から国保の保険証が更新されます。現在使用中

の保険証の有効期限は、9月30日(月)までです。新しい保険証は9月下旬までに世帯主へ郵送します。郵送を希望しない場合は、市民課国保係で交付しますので9月13日(金)までにご連絡

ください。

国保税を納めていない人には、納税相談を行った上で保険証をお渡しする場合があります。特別の事情もなく長期にわたり滞納している場合は、短期被保険者証、または資格証明書を交付します。短期被保険者証は

コミュニティ助成事業

問い合わせ 総務課行政係 ☎内線3212

宝くじの収益を財源としてコミュニティの健全な発展と宝くじの普及広報を図るため、(財)自治総合センターと(公財)群馬県市町村振興協会が自治会のコミュニティ活動へ助成を行っています。

高橋場町では、(財)自治総合センターが行うコミュニティ助成事業により大人みこしを購入しました。

中町では、(公財)群馬県市町村振興協会が行う魅力あるコミュニティ助成事業により山車人形の補修を行いました。



高橋場町の大人みこし



中町の山車人形

記載内容は必ず確認しましょう

| | | |
|-------------|--|------------------|
| 国民健康保険被保険者証 | 有効期限 平成 26年 9月 30日 | 記号 沼 番号 □□□□□□□□ |
| 氏名 | ●●● ●●● | |
| 生年月日 | 昭和 △△年 △△月 △△日 | 性別 ◎ |
| 資格取得年月日 | 平成 △△年 △△月 △△日 | |
| 世帯主名 | ●●● ●●● | |
| 住所 | 群馬県沼田市◇◇町◇◇◇番地 | |
| 交付年月日 | 平成 26年 10月 1日 | |
| 保険者番号 | 保険者名 沼田市 群馬県沼田市西倉内町780番地 電話 (0278) 23-2111 | 沼田市印 |

注意事項 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で提示ください。

備考

※以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、臓器提供及び心臓が停止した翌後のいずれでも、移植のために臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した翌後に限り、移植のために臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。
(1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。)

【特記欄】
臓器提供希望する臓器: []
臓器提供希望しない臓器: []

署名年月日: 年 月 日
本人署名(自筆): _____ 家族署名(自筆): _____

一般の保険証と同じ効力ですが、通常1年間の有効期限が6カ月間になります。

資格証明書は、国保の被保険者であることの証明書で、医療費の自己負担割合は10割となります。資格証明書を所持する人も滞納の解消などにより通常の保険証を交付された場合、申請することで10割負担した医療費の7割が返還されます。

臓器提供意思表示と保護シールについて

保険証の裏面は臓器提供についての意思を記載できるようになっています。記入した情報を保護するためのシールを市民課窓口にて配布しますので希望する人は窓口までお越しください。

年金から特別徴収された場合と口座振替で納付した場合の社会保険料控除の取り扱い

後期高齢者医療保険料および国保税の所得税と個人住民税における社会保険料控除は、納付方法によって適用される人が変わります。年金からの特別徴収の場合は、その年金の受給者に社会保険料控除が適用されます。口座振替により保険料(税)を納付した場合は、実際に納付した人の社会保険料控除として適用されます。

問い合わせ 市民課国保係 ☎内線3134、白沢町総務課市民係 ☎内線32、利根町総務課市民係 ☎内線41へ

年金の窓口からお知らせ



専業主婦(夫)の年金が改正されました

夫が会社を退職した場合や妻自身の年取が増えたときなどは、手続き(第3号被保険者から第1号被保険者への変更届)をして保険料を納めなくてはなりません。この手続きが2年以上遅れたことがある人は、2年以上前の保険料を納付することができなため、保険料の未納期間が発生します。

このたび、専業主婦の年金が改正され、このような人でも所定の手続きをすることにより、未納期間を受給資格期間に算入することができるようになります。

※妻が会社員、夫が専業主夫の場合も同様です

問い合わせ 国民年金保険料専用ダイヤル ☎0570(0)1

1)050、渋川年金事務所 ☎0279-1607へ